

## 教育の情報化の推進に関するこれまでの議論等について

## 1. ICT 活用教育を推進することの意義について

## ＜論点＞

ICT 活用教育を推進することの意義や著作物の利用円滑化の必要性について、どう考えるか。

教育政策に係る政府計画や報告等において、以下のような趣旨が明記されている。

- ・我が国では、グローバル化や情報化の進展など多様で変化の激しい社会において、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて新しい価値を創造し、他者と協働することができる人材が求められており、そのためには個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を育成することが求められている。<sup>1</sup>
- ・このような能力を育むため、各教育段階においては、ICT などを活用しつつ、個々の能力や特性に応じた学びを通じた基礎的な知識・技能の確実な修得や、子供たち同士の学び合い、協働学習や課題探求型の学習など、新たな形態の学習の推進が求められる。<sup>1</sup>
- ・上記のとおり、ICT の活用によって①課題解決に向けた主体的・協働的・探究的な学びの実現、②個々の能力、特性に応じた学びの実現ができるほか、③地理的環境に左右されない教育の質の確保が可能となる。<sup>2</sup>
- ・ICT 活用を推進するには、様々なメディアやコンテンツを活用して教材の質の向上及び量の拡大を効果的・効率的に進めることが重要と認識されており、そのためには教材等の教員間・教育機関間の共有の促進が不可欠とされている。<sup>2</sup>
- ・また、ICT の活用により、教育の機会の拡大を図ることが可能である。MOOC の戦略的な活用はアクティブラーニングを推進するとともに、多様な学習機会の提供や学習環境の向上に資するとされている。<sup>3</sup>

こうした ICT 活用教育の意義については、ヒアリングにおいて教育関係者からも同趣旨の意見が出されたことに加え、権利者団体からも、ICT 活用教育の意義や重要性は理解しており、著作物の利用円滑化に協力したいとの意見が示された。

## 【小委員会における主な意見等】

## 文部科学省

- ICT の活用により、子供の興味関心を高め、子供たちがわかりやすい授業を実現す

<sup>1</sup> 教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

<sup>2</sup> 「ICT を活用した教育の推進に関する懇談会」報告書（中間まとめ）（平成 26 年 8 月）

<sup>3</sup> 教育再生実行会議第七次提言（平成 27 年 5 月 14 日）

ることができる。実際に多くの児童生徒が ICT を活用した授業について肯定的に評価している実態が報告されている。

- 大学への調査により、ICT 活用教育の導入は学生に対して便利な環境の提供や学習効果・学習意欲の向上や教育の質の向上に寄与する効果があるとの報告があった。

#### 教育関係者

- ICT 活用教育のアクセシビリティの向上、学習が記録しやすい、個人に応じたカスタマイズができる、事前・事後学修の質の向上、教材・データ共有が容易になるといった特性から、教育機会の拡大や、反転授業・アクティブラーニングや主体的な学びの推進など教育の質の向上に資することができる。(大学 e ラーニング協議会) (同趣旨の意見として私立大学情報教育協会)
- 学生同士のチーム学修や学修成果の発表、インターネット上で有識者などからの助言・評価を取り入れ、学びの振り返りを繰り返す中で発展的な学修を実現することができる。(私立大学情報教育協会)
- 高度情報化社会・グローバル社会に対応した教育を実現するために ICT の活用が必要。(佐賀県教育委員会)
- ネットワーク上で教材を共有することにより、教材の豊富化を図ることができる。学生に対して、担当教員の作成した教材に限定されない、多様な視点をもたらす教材を提供することができる。(私立大学情報教育協会)
- MOOC は世界中から誰でも無料で利用でき、組織の枠を超えたグローバルな教育機会を提供することが可能である。大学側としても世界中から優秀な学生を集められる。職業人教育の新たな枠組みとしても活用されている。また、学習者同士コミュニティを形成して発展させている現状がある。(東京大学)

#### 権利者団体

- ICT 教育の意義は十分理解しており、積極的に推進すべきと考える。(日本書籍出版協会、日本文藝家協会)
- 教育分野において電子化された著作物の利用が望まれていることは理解している。教育環境の是正に向けては積極的に ICT が活用されるべき。(日本写真著作権協会)
- ICT 活用教育において学術著作物が有効に活用されるために、権利著作物の目的に沿った利用の円滑化に協力したい。(学術著作権協会)
- 我が国の民主主義を担う学生生徒を育むために新聞は不可欠の学習材であり、紙同様デジタルでも新聞記事の利用促進を進めていきたい。(日本新聞協会)

## 2. 教育関係者から要望のあった各事項について

### (1) 授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化について

#### (ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

##### < 論点 >

授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

調査研究や教育関係者のヒアリングから、種々の教育機関において ICT 活用教育が実施されており、たとえば高等教育機関では相当数の大学において講義映像や講義資料・参考文献等の異時送信が行われていること、送信する講義映像や資料等において第三者の著作物が一定程度利用されていることが報告されている。

これらの利用について、教育関係者から、紙の場合は法第 35 条 1 項で処理できるものであり、かつ引用の要件に当てはまらないと考えられる事例も少なからずあるとの報告がなされている。また、そうした著作物の利用にあたっては、著作権者からの許諾を得るためには過大な手続上の負担がかかる等の理由から教育に支障が生じているとの意見が示された。

#### 【小委員会における主な意見等】

##### 調査研究

- ICT 活用教育に取り組んでいる学部・学科のうち、13%が第三者の著作物を利用できなかった経験があり、その理由としては「手続上の回答から許諾を得るのを断念した」「許諾が得られなかった」との回答が多かった。
- 東京大学においては、1 講座の権利処理において、利用を断念した著作物約 150 点のうち、3分の2にあたる約 100 点について許諾を得るための手続上の負担を考慮し許諾を得るのを断念した。明治大学、早稲田大学においても、権利者不明、権利者からの連絡がない、などの理由で利用を断念したケースが相当数ある。
- 早稲田大学など、著作権者の確認などに手間と時間がかかるため講義準備に支障をきたすため、できるだけ第三者の著作物を利用しない方針を取っている大学がある。
- 佐賀県教育委員会においては、教員が教材を作成する際に、①教育的な配慮よりも著作権の観点から素材を選択してしまう実態があること、②授業の準備期間が制限されているにもかかわらず、教員が著作権の確認に時間をとられてしまうことから、教育目的の達成に支障が出るおそれがあるとの意見があった。

##### 教育関係者

- 著作権処理の手続が煩雑で時間的・人的負担が大きい、権利者からの許諾が得られない等の理由から、利用したい著作物を削除する等の必要が生じ、適切な教材を利用した教育が実施できない場合がある。(大学 e ラーニング協議会) (同趣旨の意見とし

て私立大学情報教育協会、明治大学、東京大学、佐賀県教育委員会)

- 出版社によってはデジタル利用を全て禁止しており、著作物の利用申請を行っても利用を拒絶されるところがある。(大学eラーニング協議会)
- 出版社を介して個別の著作権者に問合せが必要な場合や海外の権利者に問い合わせる場合は時間がかかり、確認作業に長くて2か月程度の期間が必要になる。(東京大学)
- 医学分野では各教員の専門性が狭く、授業では引用の範囲を超える著作物から構成された教材を使用する例が多々ある。(私立大学情報教育協会)

(参考) ICT活用教育における著作物利用に対応したライセンス体制の状況

調査研究において、権利者側のライセンス体制は一部の分野においてはICT活用教育の許諾を円滑に行うための体制整備が進められているものの、全体としてみれば未だ教育機関のニーズを満たすには十分な状況にないとの報告がなされた。

一方、ヒアリングを行った権利者団体からは、調査研究の時点以降、一部取組も進んでいるとの意見や、今後公衆送信等を含む著作物の利用システムの活性化について、教育機関からのニーズに対応したライセンス体制の提供とその適切な運用を図っていくとの意見が示されている。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

i 権利制限規定による対応の必要性・正当性

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、授業の過程において著作物を異時で公衆送信することを新たに権利制限規定の対象とすることについて、(契約による対応可能性も含めて) その必要性や正当性をどう考えるか。

その際、権利者側から教育機関の適切な法の運用体制を懸念する声がある点について、どう評価するか。

教育関係者からは、法第 35 条の趣旨に照らして ICT 活用教育についても権利制限規定の対象としてほしいとの意見が示された。

これに対して、権利者団体からは、権利制限の検討に当たり、補償金制度の導入や教育機関における著作権制度に関する普及啓発を求める意見があった他、権利侵害を助長する恐れがあることや、契約により対応すべきこと等を理由として慎重な立場からの意見表明があった。

【小委員会における主な意見等】

教育関係者

- 個々の授業のための著作権処理の負担により、適切な著作物を教材として利用できないということは教育目的上あってはならない。適切な著作物を授業で利用するためには権利制限規定が必要。(大学 e ラーニング協議会) (同趣旨の意見として私立大学情報教育協会)
- 通常の教室での授業においてコピーを利用する場合と比べた場合、デジタル・ネットワークを通じて伝達されるという点以外に大差なく、著作権者の経済的利益を不当に害することはないと思われる。(大学 e ラーニング協議会)
- 対面授業と e ラーニングでは同じ単位の取得を認めているが、その著作権法上の法的地位が異なるため、e ラーニングにおいてのみ教育上必要な著作物を利用できないおそれがある。このことは不適切であり、対面授業と同様の権利制限規定が必要。(明治大学)

権利者団体

<権利制限の検討に当たり、補償金制度の導入や教育機関における普及啓発を求める立場>

- 教員に対する著作権教育の実施が前提となるが、補償金制度の確立を条件として権利制限規定を拡大することには賛成。(文藝家協会)
- 市場が形成されている分野を保全すること及び補償金制度の導入を前提とすれば、権利制限規定も検討の対象になると考える。(日本写真著作権協会)

- 法第 35 条は権利制限されている範囲が広く解釈・運用されている実態があり、権利者への補償を実現するための制度も存在していない。このような状況で権利制限規定を拡大すれば、権利者の利益を不当に害することとなるため、反対。権利制限規定の拡大を図る前に、まずは現行第 35 条を見直して補償金制度の創設を検討することや、教育機関において著作権法の趣旨を正しく周知し法律に則って適切に著作物の利用を図ることが必要。(日本書籍出版協会)

<侵害の助長の懸念等から慎重な審議を求める立場>

- デジタルコンテンツは紙に比べて「拡散」「蓄積」が行われる危険性ははるかに高い。権利制限が導入されると、「拡散」「蓄積」による著作権侵害が現状よりも深刻になることを強く懸念する。また、時間の経過を踏まえた匿名化やデータベースからの削除といった人権上の配慮をしているが、その意味が失われるおそれがある。さらに、現在 ICT 活用教育のためのサービスやデジタル教材提供等の事業を実施しており、これらの事業に大きなダメージが生じるおそれがある。慎重な審議が必要である。(日本新聞協会)

<契約により対応すべきとの立場>

- 今後権利管理する著作物の範囲を拡大するなど、ICT 活用教育のニーズに対応した適切なライセンス体制の提供と適切な運用を図っていく予定であり、許諾により著作物の利用円滑化を図ることが適当。(学術著作権協会)

(参考) 教育機関における著作物の利用状況に関する権利者団体からの報告

権利者団体から、教育機関において権利制限の対象範囲が広く解釈されている実態があるとして、以下事例について報告があったところ。

- ・前期の 15 回の講義で使用する教材を全て一冊ないし複数の著書のコピーだけで済ませるケース
- ・いわゆる「自炊」した本を研究室のサーバに置いて教員・学生で共有するケース
- ・数社の出版社が発行する書籍から欲しいところだけを抜粋してコピーし、冊子体にまとめ多くの授業で使用するケース
- ・入試問題において(慣行に則して)出典が適切に記載されていないケース

## ii 仮に権利制限により対応する場合の関係論点

### <論点>

- a 市場が形成されている分野への影響についてどのように考えるか。

権利者団体からは、専門書等の教育機関で主として利用されることを想定して公衆に提供されている著作物や、その他、既に教育機関に利用を許諾している著作物など、市場が形成されている分野について権利制限規定の対象とすることは、権利者がビジネスにおいて正当に得べき利益を害するため反対であるとの意見が示された。

### 【小委員会における主な意見等】

#### 権利者団体

- 現在教育利用の実態を調査しており、調査結果を踏まえて教育利用に特化したライセンス体制を整備していく。(学術著作権協会)
- 大学の専門教育等は権利処理による業務が定着し市場が形成されているところ。そのような分野も一括りにして権利制限の議論をすべきではない。(日本写真著作権協会)
- 高等教育機関では専門雑誌等を利用することが多いと思うが、そのような出版物については契約で利用を認める用意がある。契約により利用できる部分も権利制限するというのは適切ではない。(日本書籍出版協会)
- 既に教育機関を対象として年間契約等に基づく ICT 活用教育のための教材提供等を実施している事業までも権利制限の対象とすることは権利者のビジネスに大きなダメージを与えるおそれがある。(日本新聞協会)
- 既に著作権管理団体では電子化に対する許諾を開始しており、少なくとも著作権管理団体において権利処理が可能な著作物について権利制限の対象とすることは、著作権等管理事業法の下で合法的に業務を行っている団体の存在意義を阻却し、著作権条約に違反する可能性が高い。(日本書籍出版協会)

<論点>

- b 権利者への補償金請求権の付与の必要性についてどのように考えるか。

権利者団体からは、海外の多くの国では権利制限に伴い補償金請求権等が付与されていることを理由として、権利制限規定の検討に当たり、補償金制度の導入を合わせて求める意見があった。

【小委員会における主な意見等】

権利者団体

- 電子化された著作物を教育目的で利用する場合を権利制限の対象として検討する場合には、欧米各国で見られるような補償金制度を導入すべき。(日本写真著作権協会、文藝家協会)
- 海外では権利者への補償が制度として確立している例が数多くあり、例えば英国では著作権管理団体 CLA の徴収額の半分以上が教育機関からのものになっている。日本では、第 35 条で権利制限されている範囲が広く解釈・運用されており、現状として教育利用における著作者への対価還元を行う努力が疎かになっている状況で、無償での利用を認める権利制限規定を設けることに反対。第 35 条全体を見直して、補償金制度の創設を検討すべき。(日本書籍出版協会)
- 海外の権利管理団体では教育分野からの複製による著作権料収入が大半を占める事例も多い。(学術著作権協会)

(参考) 諸外国における対価還元に関する制度例 (調査研究結果より)

ICT 活用教育に関連して権利制限規定の適用を受けるにあたり、著作権法上補償金の支払いが義務付けられているのは豪、韓、仏、独であり、いずれも相当な補償金を支払うことが規定されている。

英国においては、著作権法の中で補償義務の定めはない一方、ライセンス制度が利用できる場合には権利制限よりライセンス制度が優先されることとなっており、英国のほとんどの教育機関は権利管理団体と年間契約を締結しライセンス料金を納めている。



< 論点 >

- c 規定の円滑な解釈運用を促進するための取組としてどのようなものが考えられるか。

調査研究や教育関係者からのヒアリングにおいて、引用や法第 35 条の但書の解釈が不明確であるため、円滑な利用を図るためにその明確化が必要であるとの意見が示された。

権利者団体からも、権利制限規定の解釈を明確にするために教育機関と権利者の間で協議を行い、合意を形成する必要があるとの意見が示された。

【小委員会における主な意見等】

調査研究

- 明治大学では、引用にあたるか否かについては資料 1 頁ごとに主従関係などの引用条件に該当するかを判断している。
- 早稲田大学では、「画像や写真はテキストと違って引用か否かの判断が難しいため、基本的には引用扱いを認めない」との方針であり、削除や差替えを行う場合が多い。
- 東京医科大学においては、論文に掲載された図表の利用に関して、作成した資料において図表の分量が少ないといえる場合は引用と判断している。

教育関係者

- 引用に該当するか判断基準がわからないために、教員が利用するにあたって萎縮する現状がある。引用や 35 条但書の解釈について明確化することが必要である。(大学 eラーニング協議会)
- 権利者と利用者との間で、ある一定の利用については権利制限規定の対象内であるという認識が共有できることにより、多くの部分が効率化できる。(東京大学)

権利者団体

- 権利者と教育関係者の間で早急に協議を開始し、現行 35 条のガイドラインの見直しについて共通の理解と合意を形成し、教育現場での浸透を図ることが必要。(日本書籍出版協会)

### iii その他

#### <論点>

- d 権利制限規定の対象外となる著作物について、契約による利用の円滑化を図るための方策としてどのようなものが考えられるか。

教育関係者からは、教育目的での著作物の利用に関する契約処理を行う際に簡便にアクセスできる仕組みや、教育利用に対応した契約内容等の充実について要望が示された。

権利者団体からも、現在整備している集中管理団体において積極的に教育利用について許諾する体制を整備し、より実態に合ったシステムを備えることが重要だとする意見が示された。

#### 【小委員会における主な意見等】

##### 教育関係者

- 著作権者を特定する手続に関する時間的・人的負担が大きいため、例えば音楽著作物における JASRAC のような団体を他の分野でも整備するなど、契約処理や申請窓口の一本化、簡素化が必要。(大学 e ラーニング協議会) (同趣旨の意見として私立大学情報教育協会、佐賀県教育委員会)
- 個別の交渉では著作物を利用する目的や形態を説明する必要がある。そのような時間的負担を避けるため、包括契約ができる仕組みの構築や、教育目的利用に特化した料金体系を定める等、契約方法や内容の改善・充実が必要。(大学 e ラーニング協議会、東京大学)

##### 権利者団体

- 許諾が必要な利用については、簡便な申請方法、短時間での許諾書の発行、廉価な著作物使用料を実現している。(日本文藝家協会)
- 公衆送信等を含む著作物利用のニーズに対応したライセンス体制の提供とその適切な運用を図っていく。(学術著作権協会)
- 集中管理団体が積極的に教育利用の実態に沿って許諾するシステムを整備することが重要。包括契約により教育機関の利便性を高められるのではないか。(日本写真著作権協会)
- 教育目的に特化した使用料を設定することについては、まずは教育機関においてどのように著作物が利用されているか実態を知ることが必要。教育機関側に協力をお願いしたい。(日本書籍出版協会、日本新聞協会)

## (2) 教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際の著作物の利用円滑化について

### (ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

#### <論点>

教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有（複製・公衆送信）する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

調査研究や教育関係者のヒアリングから、高等教育機関及び初等中等教育機関において、教員間・教育機関間で組織的に教材等を共有している事例があることが報告された。

このような利用については権利制限規定の対象とはなっておらず、著作権者からの許諾を得るためには過大な手続上の負担がかかる等の理由から、より教育に適した著作物を利用できない実態があるとの意見が示された。

#### 【小委員会における主な意見等】

##### 調査研究

- 大学学習資源コンソーシアム（CLR）では、教員の自作教材コンテンツを共有できるプラットフォームを構築する取組を行っている。
- 教員が自作した教材を他校と共有したいというニーズはあるが、教育の本来的業務により多忙であり、教員が著作権に関する知識や権利処理に対する知識が不十分であることや権利処理を行う人的・時間的余裕がないことを理由として、実現される例は少ない。

##### 教育関係者

- 「電子著作物相互利用事業」において大学教員間で授業用のコンテンツや教育事例等のコンテンツをインターネットで閲覧・相互利用するシステムを構築している。共有するための著作権処理が煩雑であることが影響しており、著作物を効果的に使った教材の共有が進んでいない実態がある。（私立大学情報教育協会）
- 複数大学の協力体制のもと教材を開発し、様々な大学と共有する取組を行っている。授業で利用した教材においても、共有するにあたっては著作権処理が必要になるため、全部一から作り直す必要があったという事例がある。（大学eラーニング協議会）
- 県内の教員間で教材を共有する取組を行っており、共有するために県独自の教材を作成したが、多くの教材が著作権処理を行う必要があり、結果として数分の一の教材しか利用できなかった。（佐賀県教育委員会）

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、教育目的で教員間・教育機関間で著作物を共有することを新たに権利制限規定の対象とすることについて、(契約による対応可能性も含めて) その必要性や正当性をどう考えるか。 等

教育関係者からは、教員間・教育機関間の教材の共有は教育の質を高める点で法第 35 条の趣旨に適うものであり、権利制限規定の対象としてほしいとの要望が示された。

権利者団体からは、法第 35 条はどの教育現場でも利用できるような汎用的な教材の作成は認めておらず法の趣旨に合わないこと等を理由に公衆送信を権利制限の対象とすべきではないとの意見が示された。

【小委員会における主な意見等】

教育関係者

- より教育に適した教材をタイムリーに利用できる学習環境を整備するためには教材の共有について権利制限の対象とすることが適当。(私立大学情報教育協会)
- 大学間連携授業により、多様な教材の流通による教材の量の拡大とともに、他大学と教材を相互に利用し洗練し合うことで高等教育の質的向上が期待できる。この点において教員間・大学間の教材の共有は極めて重要。著作権処理を巡る現状と課題を踏まえ、こうした場面での著作物の利用の円滑化を図ることは法第 35 条の趣旨にも適うもの。(大学 e ラーニング協議会)
- 広く深く専門知識を教授するという大学の目的を実現するために、質の高い教材を確保し、多くの受講生に対しそれを教授することが効率的・実効的であるため、教材の共有を権利制限の対象とすべき。(明治大学)

権利者団体

【教材等の共有に特化した意見】

- 法第 35 条は個々の教育現場に見合った教材の作成を認めるものであり、汎用的な利用が可能となる教材作成を権利者の許諾なしに認める趣旨ではない。安易に権利制限規定を拡大することで、不測の侵害事例を引き起こすおそれがある。(日本書籍出版協会)

【ICT 活用教育に係る権利制限全体に対する意見】 【再掲】

<権利制限の検討に当たり、補償金制度の導入や教育機関における普及啓発を求める立場>

- 教員に対する著作権教育の実施が前提となるが、補償金制度の確立を条件として権利制限規定を拡大することには賛成。(文藝家協会)
- 市場が形成されている分野を保全すること及び補償金制度の導入を前提とすれば、

権利制限規定も検討の対象になると考える。(日本写真著作権協会)

- 法第 35 条は権利制限されている範囲が広く解釈・運用されている実態があり、権利者への補償を実現するための制度も存在していない。このような状況で権利制限規定を拡大すれば、権利者の利益を不当に害することとなるため、反対。権利制限規定の拡大を図る前に、まずは現行第 35 条を見直して補償金制度の創設を検討することや、教育機関において著作権法の趣旨を正しく周知し法律に則って適切に著作物の利用を図ることが必要。(日本書籍出版協会)

<侵害の助長の懸念等から慎重な審議を求める立場>

- デジタルコンテンツは紙に比べて「拡散」「蓄積」が行われる危険性ははるかに高い。権利制限が導入されると、「拡散」「蓄積」による著作権侵害が現状よりも深刻になることを強く懸念する。また、時間の経過を踏まえた匿名化やデータベースからの削除といった人権上の配慮をしているが、その意味が失われるおそれがある。さらに、現在 ICT 活用教育のためのサービスやデジタル教材提供等の事業を実施しており、これらの事業に大きなダメージが生じるおそれがある。慎重な審議が必要。(日本新聞協会)

<契約により対応すべきとの立場>

- 今後権利管理する著作物の範囲を拡大するなど、ICT 活用教育のニーズに対応した適切なライセンス体制の提供と適切な運用を図っていく予定であり、許諾により著作物の利用円滑化を図ることが適当。(学術著作権協会)

### (3) MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化について

#### (ア) 教育機関における著作物の利用実態と課題

##### <論点>

MOOCのような一般人向け公開講座において著作物を利用する際に、どのような著作権上の課題が認められるか。

調査研究において、大学が実践している教育に関する情報の発信、社会貢献等の観点から、高等教育機関において少数ではあるが一般人に向けた講義映像や講義資料・参考文献等の送信がなされており、今後このような取組が拡大されることが予想されるとの報告がなされた。

このような利用は権利制限規定の対象とはなっておらず、著作権者からの許諾を得るための手続上の負担や、MOOCのような利用形態に見合う契約が用意されていない等の理由から、優れた著作物を利用できない実態があるとの意見が示された。

#### 【小委員会における主な意見等】

##### 教育関係者

- 東京大学では海外のプラットフォームで現在7コースを配信しており、登録者は21万人以上になる。国内のプラットフォームにおいても約3万人が登録している。(東京大学) (以下すべて同じ)
- 1講座の権利処理において、利用を断念した著作物約150点のうち、3分の2にあたる約100点について許諾を得るための手続上の負担を考慮し許諾を得るのを断念した。
- 出版社を介して個別の著作権者に問合せが必要な場合や海外の権利者に問い合わせる場合は時間がかかり、確認作業に長くて2か月程度の期間が必要になる。
- MOOCは対象者が大規模であるため、利用者数で従量課金する形式では高額になり利用することができない。また、教育利用の料金設定がない法人が多く、利用の都度交渉を行うことが必要となる。

(イ) 著作物利用の円滑化を図るために検討することが考えられる事項

<論点>

(ア) で整理した課題を踏まえ、MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用を新たに権利制限規定の対象とすることについて、(契約による対応可能性も含めて) その必要性や正当性をどう考えるか。 等

教育関係者からは、著作物利用のための権利処理に係る時間的負担の軽減のためのライセンス体制やMOOCに対応した契約内容の整備について要望が示された。

権利者団体からは権利制限規定の対象とすることには反対との意見が概ね示されたが、ライセンス体制の整備等による利用円滑化を提案する声もあった。

【小委員会における主な意見等】

教育関係者

- 優れた著作物を活用して優れた教育コンテンツを効率的に開発し、公開を促進するためには、現在利用する際に契約内容を一から交渉する非効率的な状況を改善すべきである。(東京大学) (以下、すべて同じ)
- 利用目的や利用態様に応じた使用料の設定が必要。
- 教育利用のためのライセンス体制の整備や無償利用可能なデジタルコンテンツの集約・集中管理等、著作物利用円滑化のための改善を要望。

権利者団体

- 教育機関が行う新たなビジネスであると考えられ、そのようなビジネスに資するために、インターネットを介して極めて多数の人が自由に使用することを権利制限によって実現することは、著作権者の利益を害し本末転倒である。(日本書籍出版協会)
- 既に市場が形成されている分野であり、それを権利制限の対象とすることは適当ではないが、許諾を取りやすいシステムを構築する等、権利者と利用者双方で改善を図るべきではないか。(日本写真著作権協会)
- 現状でも教員の著作権に関する知識が不十分な中で、MOOCを権利制限規定の対象とすべきではない。許諾により著作物を利用すべき分野である。(日本文藝家協会)